多 治 見 市 消 防 本 部

火災予防指導運用指針

制　　定　　平成 13 年

最終改正　　令和8年 11 月 11 日

原則事項

１　この指針は、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁長官告示、通知通達及び質疑応答によるほか、解釈基準、運用方法に関する細則を定めるものであること。

２　その他この指針の内容によらない事案が出た場合は、消防本部予防課と協議し、判定等を行うものであること。

３　この指針中の略称は、次のとおりとする。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・施行令

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・施行規則

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・危令

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・危規

多治見市火災予防条例（昭和 48 年条例第 28 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・条例

多治見市火災予防条例施行規則（昭和 55 年規則第 12 号）・・・・・・・・・・・・・・条例施行規則

多治見市消防法施行細則（平成 15 年規則第 77 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・法施行細則

多治見市消防本部火災予防指導運用指針
目次

第１章　防火管理
　第１　防火管理者
　　１　防火管理業務の委託について　・・・１
　　２　防火管理業務の委託の要件について　・・・１
　　３　工事中の防火対象物における防火管理について　・・・１
　　４　消火訓練及び避難訓練の通報方法について　・・・２
　　５　甲種防火管理再講習について　・・・２
　第２　収容人員の算定
　　１　共通的取扱いについて　・・・２
　　２　施行令別表第１の各項の取り扱いについて　・・・３
　　（１）項　・・・３
　　（２）項及び（３）項　・・・４
　　（４）項　・・・９
　　（５）項イ　・・・10
　　（５）項ロ　・・・12
　　（６）項イ　・・・13
　　（６）項ロ、ハ、ニ　・・・14
　　（７）項　・・・15
　　（８）項　・・・16
　　（９）項　・・・16
　　(11）項　・・・17
　　(10）項及び（12）項から（14）項　・・・17
　　(15）項　・・・18
　　(17）項　・・・20
　　(16）項　・・・20
　第３　消防計画
　第４　防火対象物定期点検報告制度
　　１　集会場の防火対象物定期点検報告について　・・・21
　第５　防炎規制
　　１　防炎防火対象物　・・・21
　　２　防炎対象物品　・・・21
　　３　防炎表示について　・・・22

第２章　消防用設備等の設置
第１　無窓階
１　有効開口部について　・・・23
２　大型開口部について　・・・23
３　開口部の条件　・・・23
４　窓に貼付されたフィルム　・・・25
５　低放射ガラス加工（Low-E ガラス）について　・・・26
６　敷地外の空地に面する開口部　・・・26
７　棚、ラック等　・・・26
８　庇　・・・26
９　ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い　・・・26
10　通路その他の空地の柵等　・・・26
11　シャッター等の水圧開放装置の設置箇所　・・・27
12　昭和 49 年 12 月 31 日以前に建築された防火対象物
（新築、増築の工事中のものを含む。）の無窓階について　・・・27
第２　防火対象物の項別判定
１　集会場について　・・・27
２　自動車展示場併用修理工場について　・・・27
３　個室について　・・・28
４　小規模の学習塾等について　・・・28
５　駐輪場について　・・・28
６　「おおむね等しい」の解釈について　・・・28
７　子ども食堂について　・・・28
８　産後ケア事業について　・・・28
９　タイヤ販売店について　・・・28
10　棟内の入居者がない区域について　・・・29
11　シェアハウスについて　・・・29
12　オンライン診療受診施設について　・・・29
13　酵素風呂・銭湯・鉱泉浴場・砂風呂・岩盤浴について　・・・29
第３　施行令第 32 条について
１　申請について　・・・29
２　複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の
取扱い　・・・30
３　冷凍室または冷蔵室の用途に供する消防用設備等の設置について・30
４　連結送水管の樹脂配管について　・・・30
５　仮設建築物における消防用設備等の取扱い　・・・30
６　倉庫（14）項の誘導灯について　・・・30

７　消火設備の配管及びポンプの併用について　・・・30
８　消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて　・・・31
９　感熱開放継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放する継手）について　・・・31
10　一般住宅を施行令別表第一に掲げる用途に変更し誘導灯が設置義務となる防火対象物において　・・・31
11　施行令別表第一（５）項イ並びに同表（５）項ロの一部の住戸を同表（５）項イとして使用する同表（16）項イの防火対象物において　・・・32
12　施行令別表第一（５）項ロの一部の住戸を同表（５）項イとして使用する同表（16）項イ（小規模特定用途防火対象物を除く）の防火対象物において　・・・33
13　特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて　・・・34
第４　建築物が庇等で接続されている場合の取扱いについて　・・・34
第５　建築基準法関係
１　庇の屋内的用途に供する部分の床面積について　・・・35
２　階と階の中間に建築された床等の取扱いについて　・・・35

第３章　消防用設備等の技術基準
第１　消火設備
１　消火器　・・・36
２　消火器の付加設置について　・・・37
３　屋内消火栓設備　・・・40
４　スプリンクラー設備　・・・40
５　屋外消火栓設備　・・・41
６　屋内外消火栓設備の代替について　・・・41
７　動力消防ポンプ設備　・・・42
８　ＦＲＰ製の水槽について　・・・42
９　水源の有効水量について　・・・43
10　特殊消火設備　・・・45
第２　警報設備
１　自動火災報知設備　・・・46
２　特定小規模施設用自動火災報知設備　・・・49
第３　避難設備
１　避難器具　・・・50
２　誘導灯　・・・50

第４　消防用水に関する基準
１　消防用水　・・・51
第５　消火活動上必要な施設に関する基準
１　非常コンセント設備　・・・51
２　連結送水管　・・・52
第６　非常電源
１　自家発電設備　・・・52

第４章　火災予防条例
第１　条例の届出
１　露店等の開設届出書について　・・・52
２　露店等の消火器の設置について　・・・52
３　変設備、急速充電設備（以下「変電設備等」という。）の全出力の算定について　・・・53
４　石窯の取扱いについて　・・・53
５　玩具用煙火について　・・・53
６　乾燥設備について　・・・53
７　厨房設備について　・・・53
８　火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出について　・・・54
９　劇場等の客席について　・・・54
第２　少量危険物
１　危険物を取扱う設備について　・・・55
２　同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について　・・・55
３　屋外の少量危険物貯蔵取扱所について　・・・55
４　屋内の少量危険物貯蔵取扱所について　・・・56
５　屋外タンクについて　・・・57
６　屋内タンクについて　・・・57
７　リチウムイオン蓄電池の取り扱いについて　・・・57
第３　指定可燃物
第４　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について
１　簡易サウナ設備の火災予防上安全な距離　・・・58
２　一般サウナ設備の火災予防上安全な距離　・・・59
第５　多治見市火災予防条例の特例適用について
１　申請等について　・・・59